

和歌山大学インクルージョン支援推進室規程

制 定 令和 5年 3月 29日

法人和歌山大学規程 第2603号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学組織規則第17条第2項の規定に基づき、和歌山大学インクルージョン支援推進室（以下「推進室」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 推進室は、和歌山大学ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン推進本部からの要請に応じ、学内外関係機関と連携し、和歌山大学（以下「本学」という。）におけるエクイティ及びインクルージョンの支援を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 推進室は、次の各号に掲げる事項を審議、実行する。

- (1) 多様な背景を持つ学生及び教職員のエクイティを確保したインクルーシブな環境整備に関すること
- (2) 文化的多様性に対する意識促進に関すること
- (3) SOGIの理解促進に関すること
- (4) ユニバーサルデザインの推進に関すること
- (5) その他本学におけるエクイティ及びインクルージョン支援の推進に関すること

(室長等)

第4条 推進室に室長及び副室長を置き、本学の役員又は教職員の中から学長が指名する。

2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。

(組織)

第5条 推進室は、次の各号をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 男女共同参画推進室長及び副室長
- (4) キャンパスライフ・健康支援センター長及び副センター長
- (5) 学生支援課長
- (6) 学務課長
- (7) 国際交流課長
- (8) 施設整備課長
- (9) その他推進室が必要と認めた者

(推進室会議)

第6条 推進室に、第3条に規定する業務に関する重要事項を審議するため、推進室会議を置く。

2 推進室会議は、前条各号の者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(議長)

第7条 推進室会議に議長を置き、室長をもって充てる。

(開会)

第8条 推進室会議は、第6条第2項に規定する委員の過半数が出席しなければ、推進室会議を開くことができない。

インクルージョン支援推進室規程

(議決)

第9条 推進室会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第10条 推進室会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第11条 推進室及び推進室会議の事務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。